

縦覧期間 4月1日～7月31日

固定資産税の 情報開示について



◎縦覧制度

納税者が、他の土地や家屋と比較して価格が適正であるか確認できるようにするため、地方税法第四百六条の規定に基づき、縦覧帳簿を縦覧に供します。

来庁される際は、運転免許証等本人を確認できるものを持参してください。

【縦覧期間】

4月1日(水)～

7月31日(金)

※土・日曜日、祝日を除く

【縦覧時間】

午前8時30分～

午後5時15分

【縦覧内容】

○家屋

所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格

○土地

所在、地番、地目、地積、価格

※所有者名や課税標準額については、開示されません。

【縦覧場所】

財務課課税第2係

熊石総合支所地域振興課

【縦覧できる人】

固定資産税(土地・家屋)の納税者または代理人

【その他】

印鑑を持参ください。また、代理人の方は、委任状が必要です。

◎固定資産課税台帳の 閲覧制度

固定資産税の納税者や借地人、借家人は、関係する土地や家屋の課税台帳について閲覧を求めることができます。

希望される方は、印鑑(借地人、借家人の方は、契約書も必要)を持参してください。

また、代理人の方は委任状が必要です。

【閲覧手数料】

縦覧期間中は無料ですが、期間外は有料(一物件300円)です。

【証明書の交付】

固定資産課税台帳の閲覧を求めることができる方は、台帳に記載されている事項の証明書を求めることができます。

なお、記載事項証明手数料は、一物件300円です。

【固定資産名寄帳の閲覧】

固定資産の所有者ごとにまとめた名寄帳についても課税台帳の閲覧と同様に、その納税者・所有者は閲覧することができます。

【固定資産評価証明書の交付】

不動産登記用に使われる固定資産評価証明書については、無料で交付しますが、交付申請にあたっては、法務局登記官の印を押した書面が必要です。

【問い合わせ先】

財務課課税第2係

熊石総合支所地域振興課



北海道札幌道税事務所

自動車税のおしらせ

『グリーン化税制が変わりました』

グリーン化税制は、環境負荷に配慮した税率で課税する制度ですが、平成27年度から次のとおり変更となります。

【主な変更点】

- 基準を満たした自動車税の税率を軽減する割合が変更となります。
 - ・平成26年度 25%または50%
 - ・平成27年度 50%または75% (取得の翌年度のみ)
- 一定の年数を経過した乗用車・キャンピング車などは、自動車税の税率を上乗せする割合が、10%から15%となります。詳しくは、道税ホームページをご覧ください。

道税

【問い合わせ先】

札幌道税事務所自動車部 ☎011-746-1190

〈広告〉

タイヤ・ホイール・バッテリー・自動車用品

有限会社 中村タイヤ

【営業時間】 8:30～18:00

【定休日】 日曜・祝祭日

八雲町末広町63

出張パンク修理OK

TEL.0137-62-2508



〈広告〉

ご入学 ご入園
おめでとうございます!

記念写真ご予約受付中!

撮影した後にTVモニターでお気に入りの写真を選べます。

＝ お気軽にお問い合わせください ＝

役場前 62-2483 鈴木写真館